



栃木県公報

平成26年
10月30日(木)
号外
第63号

目次

告示

○鳥獣保護区の存続期間の更新	1
○特別保護地区の指定	4
○特定猟具使用禁止区域の指定	5
○銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正	15
○特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正	15
○同	15
○銃猟禁止区域の指定に関する告示等の廃止	15

告示

栃木県告示第506号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の存続期間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
千 本 松 鳥 獣 保 護 区	1 区域 那須塩原市千本松地内一般国道400号と県道県北大規模公園線との交点を起点とし、同所から同国道を北西に進み車道（株式会社ホウライ所有地の境界）との交点に至り、同所から同車道を西進し旧西那須野町と旧塩原町との境界（旧大字境界）に至り、同所から同境界を北進しさらに東進しさらに南進し赤田調整池北端から直近の直角に曲がる赤田鳥獣保護区界北端との交点に至り、同所から同保護区界を北西に進みさらに南西に進み県道県北大規模公園線と県畜産酪農研究センター所有の道路との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 836ヘクタール	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須塩原市中央部の南端に位置し、アカマツを中心とする平地林が比較的残されている地域である。このような自然環境を反映して、毎年区域の内外にオオタカ（準絶滅危惧）の営巣が確認されるなど、これらを始めとする多様な鳥獣が生息している。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を

			委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。
上粕尾小学校 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 鹿沼市上粕尾地内県道鹿沼足尾線と北村林道との交点（古内橋）を起点とし、同所から同林道を北進し平谷沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み渡良瀬川森林計画区79林班ア準林班5小班と6小班との境界の南東端に至り、同所から80林班イ準林班とウ準林班との境界の西端に向かって南東に直線に進み同境界西端に至り、同所から谷沿いに南東に進み通称ハヤキ山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み県道鹿沼足尾線と交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 18ヘクタール</p>	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 上粕尾小学校においては、昭和53年度から緑の少年団を結成し、育林活動、動物愛護活動、植物の保護活動を積極的に実施している。 当地域は、この活動の中心となる地域であり、また、野鳥や野生動物が豊富に生息している。 今後とも、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
袈裟丸山 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る1、る2、る3小班、同243林班ぬ1、ぬ2、る1、る2、わ小班的の一円の区域</p> <p>2 面積 204ヘクタール</p>	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、鳥類としてトビ、ノスリ等の猛禽や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカ（いずれも絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっている。 このため、当該区域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を</p>

			<p>更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
那 須 街 道 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 国有林塩那森林管理署大田原事業区101林班の全域及び那須郡那須町大字高久甲地内の国有林同林班と那須高原牧場株式会社第二農場所有地の南側境界との交点を起点とし、同所から同農場所有地の南側境界を北西に進みさらに北東に進み同農場に至る車道との交点に至り、同所から同車道を北西に進み町道筒地河川公園線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道丸山筒地線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道那須高原線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同大田原事業区101林班との交点に至り、同所から同林班堺（北側）を南東に進みさらに南西に進みさらに南東に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 138ヘクタール</p>	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須町の南部分で那珂川の左岸に位置し、那須高原の玄関口となっており、樹齢90年を超えるアカマツ林とクヌギ、コナラを主とした広葉樹林で覆われ、優れた自然環境を形成している。 アカマツ林では、オオタカ（準絶滅危惧）の営巣が定着し、確実に繁殖している。また、小鳥類の食餌木等も多く自生しており、野生鳥獣の良好な生息環境になっている。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
木 幡 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 矢板市木幡字宮下1194番地、字上ノ山1214番地の1及び1214番地の2の区域</p> <p>2 面積 2ヘクタール</p>	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、矢板市中心部の外縁部に位置し、住宅地と田畑の境に位置する木幡神社の境内地であり、樹齢200年を超えるスギ林にサクラ、イチョウなどの広葉樹が混じる境内林</p>

			<p>には、キジバトやカケスを始めとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
<p>勝山城趾公園 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 さくら市氏家地内県道氏家宇都宮線と市道U1236号との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道U1410号との交点に至り、同所から同市道を約150メートル西進し私道との交点に至り、同所から同私道を約30メートル北進しさらに約60メートル西進し鬼怒川左岸との境界に至り、同所から同境界を北進し勝山城趾公園内遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を約50メートル東進し市道U1236号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 13ヘクタール</p>	<p>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、さくら市中心街の南に位置し、県道氏家宇都宮線と鬼怒川に挟まれた鬼怒川河岸段丘で、桜の名所として県民に親しまれている勝山城趾公園を中心とした地域である。ケヤキやナラ類、クヌギなどの広葉樹を中心とした林相となっており、アマサギやコジュケイを始めとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>

栃木県告示第507号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針
袈裟丸山特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署242林班り、ぬ、る₁、る₂、る₃小班、同243林班ぬ₁、ぬ₂、る₁、る₂、わ小班的一円の区域</p> <p>2 面積 204ヘクタール</p>	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	<p>1 県指定特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区の指定目的 袈裟丸山鳥獣保護区は、日光市足尾町にある袈裟丸山東部に位置し、シラビソ、コメツガ、カラマツを中心とした針葉樹林と、ブナ、ミズナラ、サワグルミを中心とした広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、トビ、ノスリ等の猛禽類や、獣類としてニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているオジロワシ、イヌワシ、クマタカ（いずれも絶滅危惧Ⅰ類）が生息しており、県内有数の猛禽類の生息地となっており、この区域内全てを特別保護地区としている。</p> <p>このため、当該区域は特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>

栃木県告示第508号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類

飯山・篠井 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 宇都宮市篠井町地内県道船生石那田線と逆川との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道1282号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道691号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道681号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道686号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み寅巳川との交点に至り、同所から同河川を西進し林道飯山線に通じる農道に至り、同所から同農道を西進し林道飯山線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道4217号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道685号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道687号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道686号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1864号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道681号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2770号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道689号線との交点に至り、同所から同市道を東進し逆川との交点に至り、同所から同河川を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 138ヘクタール</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
真岡・二宮 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 真岡市鬼怒ヶ丘地内一般国道408号と市道104号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道3156号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道107号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1061号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道222号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1075号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1073号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道231号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1068号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1111号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1116号線との交点に至り、同所から同市道を南進し真岡鐵道との交点に至り、同所から同鐵道を東進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し穴川用水との交点に至り、同所から同用水を南進し県道真岡岩瀬線との交点に至り、同所から同県道を西進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み五行川左岸堤防との交点に至り、同所から同左岸堤防を南西に進み市道5021号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道4214号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みさらに北西に進み市道258号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに西進し大和田用水との交点に至り、同所から同用水を南進し伊勢崎と大和田の字界との交点に至り、</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器

	<p>同所から同字界を南西に進み市道4217号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み認定外道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道4215号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道4217号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道物井寺内線の交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道121号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道5088号線との交点に至り、同所から同市道を東進し真岡鐵道との交点に至り、同所から同鐵道を南進し市道5098号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5117号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木県と茨城県との県境に至り、同所から同県境を南西に進み市道5206号線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに北進し市道5203号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道結城二宮線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道276号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道二宮宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同県道を東進し一般国道408号との交点に至り、同所から同一一般国道を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 3,412ヘクタール</p>		
大郷戸 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡益子町大字大郷戸地内町道259号線と大郷戸ダム提頂右岸との交点を起点とし、同所から同町道を南進し大郷戸ダム園地に至り、同所から同町道を西進しさらに北進し大郷戸ダム提頂左岸との交点に至り、同所から同提頂を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>2 面積 6ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
芳那の水晶湖 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡市貝町大字見上地内県道宇都宮向田線と町道3001号線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し町道3002号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道3003号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道3260号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道3159号線との交点に至り、同所から同町道を600メートル北進し当該地点から市貝町と旧南那須町と旧烏山町の行政界に至り、同所から市貝町と那須烏山市の行政界を東進し町道3001号線との交点に至り、同所から同町道を西南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 222ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
鬼怒川緑地公園 特定猟具	<p>1 区域 宇都宮市桑島町地内桑島大橋と鬼怒川左岸堤防</p>	平成26年11月1日 から平成36年	銃 器

使用禁止区域	との交点を起点とし、同所から同橋を西進し鬼怒川右岸堤防との交点に至り、同所から同河川右岸堤防を北進し国土交通省杭（鬼怒川72キロ杭）に至り、同所から同所と同河川右岸堤防にある国土交通省杭（鬼怒川72キロ杭）を結ぶ線を東進し同河川左岸堤防に至り、同所から同河川左岸堤防を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 94ヘクタール	10月31日まで	
鹿沼白桑田 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市白桑田地内県道宇都宮鹿沼線と宇都宮市と鹿沼市との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南進し鹿沼市道0300号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0354号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道7221号線との交点に至り、同所から市道7221号線を北西に進み、市道0300号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道0006号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道宇都宮鹿沼線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域 2 面積 97ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
足尾町 総合福祉施設 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市足尾町神子内地内一般国道122号上にある東雲橋を起点とし、同所から南東に進み、大岩沢と神子内川との合流点に至り、尾根を南東に進み柏木林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み上小畑沢との交点に至り、同所から同沢を西進し神子内川との合流点に至り、同所から更に西進し一般国道122号に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 44ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
清滝丹勢町 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市清滝丹勢町地内市道2044号線（表男体林道）と市道2046号線との交点を起点とし、同所から市道2046号線を南進し宅地との植生界に至り、同所から同植生界を南西に進み徒歩道との接点に至り、同所から徒歩道を北西に進み市道2046号線との交点に至り、同所から北西に進み同植生界との接点に至り、同所から北東に進み市道2044号線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域、及び山林と宅地との植生界に囲まれた日光市清滝丹勢町610番地株式会社古河電工日光事業所社宅用敷地内 2 面積 15ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
塩谷工業団地 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 塩谷郡塩谷町大字田所地内町道田所梶橋線と塩谷工業団地の北東の端との交点を起点とし、同所	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器

	<p>から同町道を南進し町道大宮14号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道大宮17号線との交点に至り、同所から同町道を南進し農道との交点に至り、同所から同農道を西進し町道大宮25号線との交点に至り、同所から同町道を北進し塩谷郡塩谷町大字田所2490番地ナスハウス工業株式会社敷地の北西の端との交点に至り、同所から同敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p>		
<p>栃の木カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字東房217番地ほか栃の木カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積 106ヘクタール</p>	<p>平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>喜連川工業団地 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 さくら市鷲宿地内県道大田原氏家線と喜連川工業団地第2運動場北側の農道との交点を起点とし、同所から同農道を南東に進み市道K3151号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K3150号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道K3148号との交点に至り、同所から同町市道を南東に進み同工業団地南端の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を北西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み市道K3148号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道K1006号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道K3146号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道K3147号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U1367号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U2-41号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道U1347号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道大田原氏家線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道U1399号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み矢板市道乙畑5号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道乙畑・越畑1号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさくら市道K3152号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K3187号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み喜連川工業団地の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南東に進みさらに西進し市道K3188号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 307ヘクタール</p>	<p>平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>黒羽大輪 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市大輪地内県道那須・黒羽・茂木線と県道稲沢・黒羽線との交点を起点とし、同所から県道稲沢・黒羽線を北進し市道黒羽中学校線との交</p>	<p>平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>点に至り、同所から同市道を北進し、市道駒込久野又線との交点に至り、同所から同市道を北西に進みさらに北東に進みさらに南東に進み、市道黒羽中学校線との交点に至り同所から同市道を南東に進み市道久野又1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、県道那須・黒羽・茂木線との交点に至り、同所から同県道を南進しさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 160ヘクタール</p>		
那須霞ヶ城ゴルフクラブ 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那須町大字伊王野2690番地他293筆那須霞ヶ城ゴルフクラブ株式会社所有のゴルフ場の敷地全域</p> <p>2 面積 163ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
那須伊王野カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那須町大字梁瀬591番地外153筆及び大田原市両郷364番地外17筆那須伊王野カントリークラブ所有のゴルフ場の敷地全域</p> <p>2 面積 120ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
練貫 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 大田原市練貫地内県道東小屋黒羽線と市道練貫3号線との交点を起点とし同市道を北進し市道練貫4号線との交点に至り、同所から同市道を東進し大田原市と那須塩原市の行政界に至り、同所から同行政界を南東に進み大田原市道練貫6号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大田原芦野線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道東小屋黒羽線との交点に至り、同所から県道東小屋黒羽線を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 128ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
烏山城カントリークラブ 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市大桶地内の一般国道294号と市道大桶中山線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、谷浅見平野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道田島窪吉添線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道大桶小志鳥境線（通称八溝グリーンライン）との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道294号を通過し一級河川那珂川（八溝大橋）との交点に至り、同所から八溝大橋を東進し、那須烏山市と那珂川町との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市道大桶松野線（大松橋）との交点に至り、同所から市道を西進し一般国道294号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 422ヘクタール</p>	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器

仲妻・原 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那珂川町大山田上郷地内の一般国道461号と林道向山線との交点を起点とし、同所から同国道を北進し林業猪沢線との交点に至り、同所から同林道を西進し平成23年度樹立那珂川森林計画区那珂川町大山田地区36林班ツ準林班19小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目界を東進しさらに北進し武茂川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し同46林班力準林班20A小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目界を東進し愛宕神社境内に至り、同所から同神社参道を南進し町道上郷・須賀川線を越え、同50林班工準林班13A小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目界を南進し、同51林班ウ準林班4小班と林道原沢線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み同52林班才準林班7小班との交点に至り、同所から山林と農地の地目界を南進し林道月出ヶ沢線を越えさらに南進し林道向山支線との交点に至り、同所から同林道を南進し林道向山線との交点に至り、同所から同林道を西進し起点にいたる線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 130ヘクタール</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
大平西山田 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市大平町西山田地内の市道〇197号線と市道〇195号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道〇20号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道〇195号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道〇1号線の交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道〇62号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道〇23号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み栃木市大平町西山田と栃木市岩舟町鷺巣との行政界に至り、同所から同境界を北進し市道〇197号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 127ヘクタール</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
壬生町総合公園 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字国谷地内町道2-189号線と北関東自動車道の交点を起点とし、同北関東自動車道を南西に進み県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道1-144号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道1-145号線との交点に至り、同所から同町道を北進し二級町道61号線との交点に至り、同町道を東進し県道上田壬生線との交点に至り、同県道を北東に進み町道2-180号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道2-188号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道2-189号線との交点に至り、同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器

秋山学寮 特定猟具 使用禁止区域	<p>2 面積 162ヘクタール</p> <p>1 区域 佐野市秋山町地内の県道秋山万町線と市道渡戸線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し林道牛の沢出原線に至り、同所から同林道を西進し佐野市秋山町と佐野市作原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区14林班と同16林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し同14林班と同15林班及び同16林班の林班界との交点に至り、同所から同14林班と同15林班の林班界を南進し同15林班才準林班と同林班ケ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を東進し同15林班才準林班と同力準林班及び同ケ準林班との準林班界に至り、同所から同才準林班と同力準林班の準林班界を南東に進み同15林班工準林班と同才準林班及び同力準林班との準林班との交点に至り、同所から同工準林班と同力準林班の準林班界を東進し同15林班工準林班と同力準林班と同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点に至り、同所から同42林班コ準林班1小班と同2小班と同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点を結んだ線を東進しさらに南進し同42林班コ準林班20小班と同25小班との交点に至り、同所から同準林班20小班及び同21小班と同25小班及び同小班との小班界を東進し同42林班コ準林班21小班と同26小班と43林班ア準林班17小班と同12小班との小班界に至り、同所から同43林班ア準林班17小班及び同30A小班と同準林班と同12小班と同13小班及び同14B小班との小林班界を東進し同43林班ア準林班30A小班と同14B小班と同43林班ケ準林班との準林班界に至り、同所から同43林班ア準林班と同ケ準林班との林班界を南進し同43林班ア準林班と同ケ準林班と同コ準林班との林班界に至り、同所から同43林班ケ準林班と同コ準林班との準林班界を東進しさらに南進し同43林班ケ準林班と同コ準林班と44林班との林班界に至り、同所から同43林班と同44林班との林班界を東進し同43林班と同44林班及び同45林班との林班界に至り、同所から同44林班と同45林班との林班界を南進し同44林班才準林班と同ケ準林班及び同45林班との林班界に至り、同所から同44林班才準林班と同ケ準林班との準林班界を南西に進み同44林班才準林班と同ク準林班及び同ケ準林班との準林班界に至り、同所から同44林班才準林班と同ク準林班との準林班界を南進し同力準林班と同ク準林班との準林班界を南進し同力準林班と同キ準林班との準林班界を南進し同力準林班と同キ準林班及び同渡良瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区計画対象区域界との交点に至り、同所から南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
------------------------	---	-----------------------------------	-----

	2 面積 360ヘクタール		
田沼西中学校 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 佐野市田沼町地内県道作原上町線と市道204号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道203号線との交点に至り、同市道を南進し県道桐生田沼線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道103号線との交点に至り、同所から同市道を北進しゴールド佐野カントリー倶楽部に至り、同所から同倶楽部の区域界を周り三床山山頂に至る山道（稜線）に至り、同所から同山道を東進し八幡宮に至り、同所から東進し市道6088号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道6059号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道作原上町線に至り、同所から同県道を南東に進み旗川西岸との交点に至り、同所から同旗川西岸を南西に進み田沼グリーンスポーツセンター最北端と同位置に至り、同所から同位置より東進し市道6050号線に至り、同所から同市道を東進し県道作原上町線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 323ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
宮の森カントリー倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 下都賀郡壬生町大字上田地内県道宇都宮栃木線と一般国道121号との接点を起点とし、同所から同国道を南西に進み町道2-105線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道2-112号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道2-482号線との交点に至り、同所から同町道を北進し宇都宮市と壬生町との行政界に至り、同所からゴルフ場境界に沿って進み壬生町と宇都宮市の行政界との交点に至り、同所から行政界を北東に進みゴルフ場境界に至り、同所から同境界を東進し宇都宮市と壬生町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 130ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
都賀カントリー倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 栃木市尻内町1757番地1号1他都賀カントリー倶楽部ゴルフ場の敷地全域。ただし、寺尾狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域を除く。 2 面積 30ヘクタール	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器
壬生町牛塚古墳 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 下都賀郡壬生町大字壬生甲地内県道宇都宮栃木線と町道3号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み県道上田壬生線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道3-160号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み	平成26年11月1 日から平成36年 10月31日まで	銃 器

	町道3-151号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道3号線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 95ヘクタール		
佐野クラシックゴルフ倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 佐野市寺久保町1167番地他佐野クラシックゴルフ倶楽部の敷地全域 2 面積 159ヘクタール	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
南河内 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 下野市仁良川地内県道結城石橋線と県道栃木二宮線との交点を起点とし、同所から県道結城石橋線を南進し小山市道桑絹3号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道桑絹32号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み下野市道坪毛谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道栃木二宮線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 356ヘクタール	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器
小山 寒川・中地区 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 小山市大字寒川地内県道南小林松原線と市道4147号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道4544号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み小山市と栃木市との行政界に至り、同所から行政界を北西に進みさらに北進し大字押切と大字上泉との行政界に至り、同所から同行政界を東進し市道4018号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4647号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道4323号線との交点に至り、同所から同市道を東進し柚井木川右岸との交点に至り、同所から同河川を北進し小山市と栃木市との行政界に至り、同所から同行政界を北進しさらに東進しさらに北進し県道小山大平線との交点に至り、同所から同県道を東進し発込川との交点に至り、同所から市道2号を南進し市道1227号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1235号線との交点に至り、同所から南進し市道2号線との交点に至り、同所から西進し市道1228号線の終点に至り、同所から農道を南進し巴波川左岸堤防に至り、同所から巴波川を南進し市道1239号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道1427号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道岩舟小山線を越え市道4029号線との交点に至り、同所から同市道を西進し巴波川左岸堤防に至り、同所から巴波川を南進し国道50号との交点に至り、同所から同国道を東進し県道南小林松原線との交点に至り、同所から同県道を南進し大字下泉と大字鏡との行政界に至り、同所から同行政界を東進し市道4099号線と	平成26年11月1日 から平成36年 10月31日まで	銃 器

の交点に至り、同所から同市道を南進し市道4073号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道4110号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4500号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4111号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4518号線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般県道南小林松原線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道4125号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道4590号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道4124号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに東進し市道4111号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道和泉間々田線に至り、同所から同県道を東進し市道4132号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4503号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道4145号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4146号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積
690ヘクタール

栃木県告示第509号

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第700号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

真岡・二宮銃猟禁止区域の項を削る。

栃木県告示第510号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第683号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

小山発戸・下初田特定猟具使用禁止区域の項、小山大川島・生駒特定猟具使用禁止区域の項及び小山下河原田特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第511号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第553号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から適用する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

壬生聖地公園特定猟具使用禁止区域の項を削る。

栃木県告示第512号

次に掲げる告示は、平成26年10月31日限り、廃止する。

平成26年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- (1) 銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成16年栃木県告示第579号）
- (2) 休猟区の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第551号）
- (3) 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域の指定に関する告示（平成23年栃木県告示第552号）

（自然環境課）